

大環政第 168 号

令和 8 年 7 月 1 日

大津市環境審議会 会長 丸山 敦 様

大津市長 佐藤 健司

大津市環境基本条例（平成 7 年条例第 39 号）第 7 条第 5 項において準用する同条第 3 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

大津市環境基本計画（第 3 次）の中間見直しについて

2 諮問理由

本市では、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、大津市環境基本条例第 7 条に基づき令和 3 年 12 月に、令和 4 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「大津市環境基本計画（第 3 次）」を策定し、各種事業や施策を推進しております。

一方で、本計画の策定後も、本市を取り巻く環境は刻々と変化しております。猛暑日の増加など気候変動への適応や、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策のさらなる強化が求められるとともに、生物多様性や資源循環型社会の形成の推進など、社会潮流の変化や新たな環境課題に的確に対応する必要性が生じており、国及び滋賀県においては各種計画等の見直しが行われているところです。

こうした中、本計画は今年度に計画期間の折り返しを迎えるとともに、本計画第 1 章においては「本市の環境を取り巻く情勢や関連計画の改定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う」こととし、その見直しに当たっては大津市環境審議会に諮ることとしておりますことから、本計画の進捗状況や近年の社会情勢等を踏まえた中間見直しについて、ご審議をお願いするものです。